

岡崎市緑の基本計画(案)

趣旨、目的及び背景

緑の基本計画は、都市緑地法（第4条）に基づいて策定される計画です。

都市公園の整備や緑を保全する地区の決定など、都市計画による整備事業や緑化制度の推進のほか、都市公園の運営管理方針について計画します。

さらに街路、公共公益施設、民有地などにおける緑の保全や緑化、市民の緑とのかかわりの推進など、ソフト面の内容も含めた都市の緑に関する総合的な計画として、緑地の保全及び緑化の目標、それに向けた方針及び施策を定めます。

2021（令和3）年度に策定してから概ね5年が経過することから、目標値に対する現状値の確認、施策の実施状況の確認及び計画の見直しを行い、また、社会情勢の変化などを考慮した中間改定を実施しました。

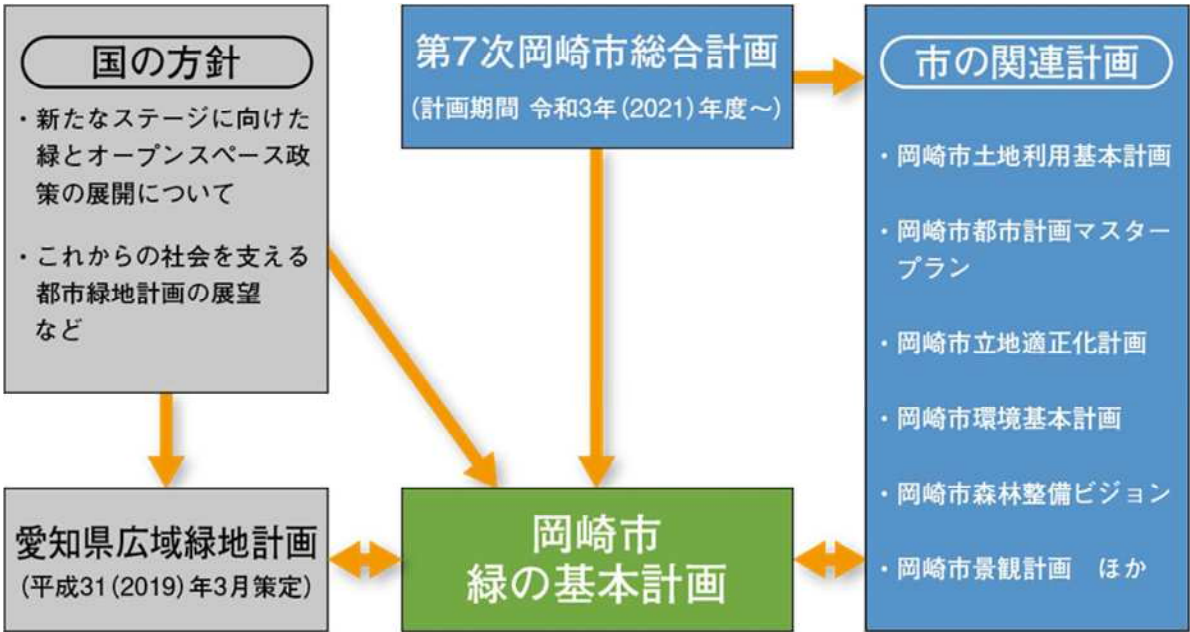
実施機関の考え方及び論点

緑を取り巻く社会情勢の変化、及びそれらに伴う制度の改正や上位・関連計画の動向、中間評価時点（令和8年度）における進捗・達成状況、緑の現状及び市民の緑に関する意見を踏まえ、①重点プロジェクトの追加 ②施策の追加 ③国の定める「緑の基本方針」に対する市としての考え方の整理 を主要なポイントとして中間改定計画を策定しました。

計画の目的と位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法（第4条）に基づいて策定する計画です。都市公園の整備や緑を保全する地区の決定など、都市計画による整備事業や緑化制度の推進のほか、都市公園の運営管理方針について計画します。

さらに街路、公共公益施設、民有地などにおける緑の保全や緑化、市民の緑との関わりの推進など、ソフト面の内容も含めた都市の緑に関する総合的な計画として、緑地の保全及び緑化の目標、それに向けた方針及び施策を定めます。



岡崎市緑の基本計画の位置づけ

計画の期間と対象区域

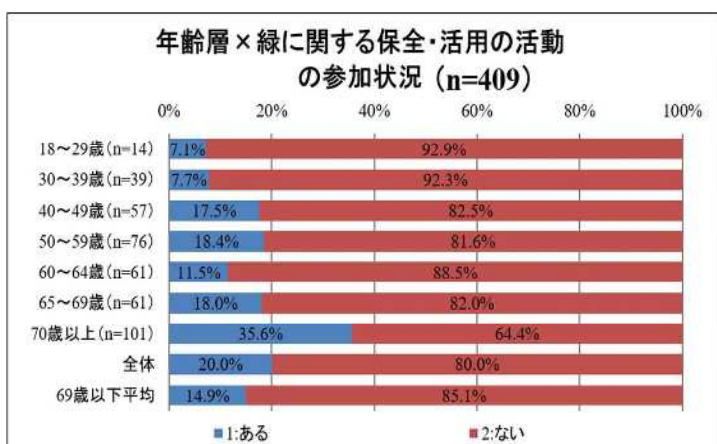
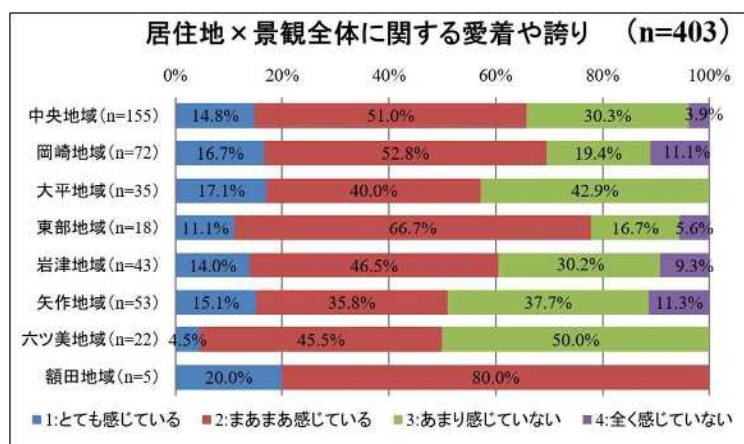
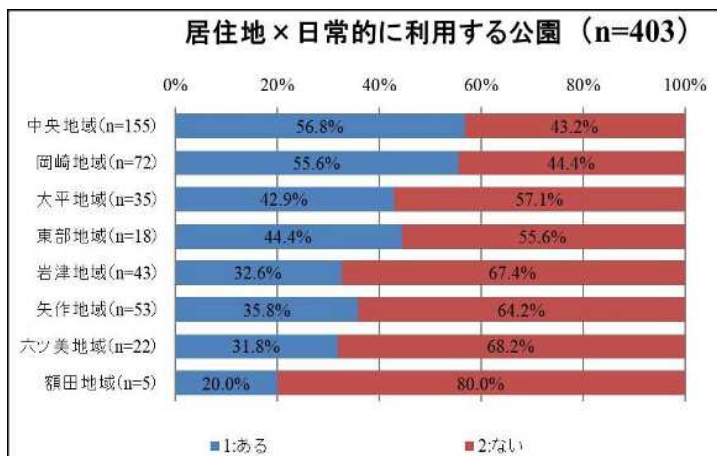
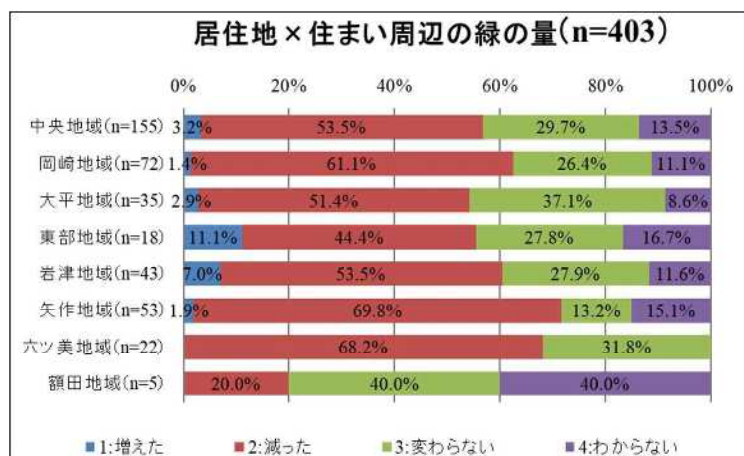
- 【計画の期間】
- 令和 3（2021）年度～令和12(2030)年度
- 【計画の対象区域】
- 岡崎市全域
- 令和8（2026）年度は計画後期に向けた、本計画の中間改定年となります。

	市街地の緑	河川・湖沼など	森林（樹林地）	農地			
施設緑地	都市公園			市民農園			
	児童遊園 こども広場						
	学校や公共施設の 植栽地						
	街路樹						
	社寺の境内地				河川区域	保安林	生産緑地
地域制 緑地	地域森林計画対 象民有林	農業振興地域 農用地区域					
			風致地区				
			その他	個人の家の庭や 事業所の緑化			

本計画における緑の定義

令和7年（2025）年7月24日（木）～9月5日（金）に、緑の基本計画中間改定に向けた市民アンケートを実施し、計409件の回答が得られました。

特に、自由意見記載では様々な意見をいただきました。岡崎市内でもお住まいの地域によって緑に対しての感じ方が異なっており、各地域の課題が明らかになってきました。



3. 中間評価時における岡崎市の緑の課題

[本編1章～4章]

1. 緑を取り巻く社会情勢の変化
2. 制度の改正や上位・関連計画の動向
3. 中間評価時点（令和8年度）における進捗・達成状況
4. 緑の現状及び市民の緑に関する意見

以上を踏まえ、以下の通り7つの課題を抽出しました。

- ① 緑の基本方針における目標(市街地における緑被率3割)との整合
- ② 街路樹や公園の樹木の保全・維持管理
- ③ 制度により保全されてきた緑地(生産緑地等)の減少
- ④ 多様な資金調達方法による緑の整備・維持管理の充実
- ⑤ 矢作・六ツ美エリアの公園活用及び緑の保全
- ⑥ 緑の活用や景観に対するシビックプライド醸成の地域差
- ⑦ 緑の学び・ボランティア活動等の持続可能性への懸念

本計画では、基本理念「緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき」を実現するために掲げた4つの基本目標それぞれの達成状況を把握し、緑に関わる取組みの成果をわかりやすく伝えるツールとして、基本目標ごとに評価指標を設定します。

基本目標	指標	計画当初 (年度)	現状 (中間改定 年度)	目標値 (年度)
基本目標1 自然との共生の基盤となる健全で豊かな緑の保全	【目標指標】 10年前と比べて住まい周辺の緑が「増えた」「変わらない」とする割合	44.0% (2019)	30.9% (↘) (2025)	50%以上 (2030)
	【モニタリング指標】 都市計画区域内における法令などにより確保されている緑地率	6.6% (2019)	6.49% (→) (2025)	6.5%超 (2030)
	【モニタリング指標】 市域全域を対象とした緑被地率	78.0% (2016)	77.6% (→) (2021)	78%超 (2030)
基本目標2 安全で快適なまちづくりを支える緑の創出	【目標指標】 居住誘導区域における歩いて行ける公園等の人口カバー率	87.4% (2019)	87.6% (→) (2025)	90% (2030)
	【目標指標】 日常的に利用する身近な公園が「ある」と回答した人の割合	36.9% (2019)	48.2% (↗) (2025)	50% (2030)
	【モニタリング指標】 居住誘導区域における緑地率	13.6% (2019)	12.1% (↘) (2025)	15% (2030)
基本目標3 岡崎の歴史と文化、多様な魅力を支える緑の活用	【目標指標】 岡崎市の景観に誇りや愛着を感じる人の割合	55.0% (2018)	63.4% (↗) (2025)	65% (2030)
	【モニタリング指標】 身近な景観の緑視率	(2019年の ベースライン を1とする)	歴史的景観 1.17 公園 1.05	増加率1.0以上 (2030)
	【モニタリング指標】 民間活力による公園整備維持管理の実施件数	5か所 (2019)	8か所 (↗) (2025)	10か所 (2030)
基本目標4 人のつながりと学びによる緑の育成	【目標指標】 緑の学び・協働の活動状況	(2019年の ベースライン を1とする)	1.08 (↗) (2025)	増加率1.1以上 (2030)
	【モニタリング指標】 緑に関する保全・活用の活動に参加した経験のある市民の割合	—	20.0% (2025)	20%以上 (2030) ※中間年次調査にて設定

注)

目標指標：取組みや事業の実施による基本目標達成に向けた効果を把握するための全体的な指標

モニタリング指標：個々の取組みや事業の進捗を把握するための補助的な指標

5. 緑の推進施策【施策の体系・中間改定版】

基本理念	基本目標	基本方針	推進施策	対象となる緑	評価指標
緑とともに未来を歩む風格あるまちおかざき	基本目標1 自然との共生の基盤となる健全で豊かな緑の保全 ➢ 里地里山や奥山の森林、河川・ため池・湿地などの水辺、農地など多様な自然環境の緑を適切に保全するとともに、防災・減災や資源生産、水循環の維持といった本市を支えるグリーンインフラとして将来にわたり健全な維持を図るため、地域資源の利活用をはじめとした取組みを推進します。	1 森林環境の保全 2 市街地近郊に残存する自然環境の保全 3 農地の保全	1-1-1 豊かな森林を適切に管理し、水源の涵養や土砂災害を防止する機能とともに、優れた景観を守ります。 1-1-2 地元材をスムーズに活用できる森林整備の仕組みを作ります。 1-2-1 竹林の適切な管理と発生する竹材の活用を推進します。 1-2-2 鳥獣被害対策を推進します。 1-2-3 市街地近郊に残存するまとまった緑林を保全します。 1-3-1 農地の無秩序な転用を抑制します。 1-3-2 農地の基盤整備を行い、田園風景を守ります。 1-3-3 耕作放棄地の活用を促進します。 1-3-4 農作物の地産地消を推進します。 1-3-5 市街地近郊で市民が農業に親しむ場の整備を進めます。		目標指標 10年前と比べて住まい周辺の緑が「増えた」「変わらない」とする割合 モニタリング指標 都市計画区域内における法令などにより確保されている緑地率 市域全域を対象とした緑被地率
	基本目標2 安全で快適なまちづくりを支える緑の創出 ➢ 市民が暮らしやすく安全・快適で質の高い住空間を支える都市のグリーンインフラを維持・創出するため、集約型都市構造への転換と整合を図り、都市緑化や適切な公園配置に向けた整備を推進します。	1 地域特性に応じた公園機能の向上と再編に向けた整備 2 良質な都市の緑の創出と維持管理 3 安全・安心に繋がる緑の質の向上 4 市街地における水と緑のネットワークの形成	2-1-1 地域の多様な活用ニーズや周辺環境・歴史的背景などを踏まえた適切な公園などの改修・整備を進めます。 2-1-2 本市の目指す集約型都市構造に準じ、適切な公園配置に向けた再編整備を進めます。 2-1-3 長期未整備都市計画の見直しガイドラインを適切に運用し、社会状況の変化に応じた対応を進めます。 2-2-1 公園や公共施設の緑化においては、地域や施設の特性に応じた様々な緑の機能の配線を進めるとともに、健全な生態系を維持します。 2-2-2 街路樹などの健全な生長と風格ある街路景観の維持に向けた取組みを進めます。 2-2-3 公共施設の緑に携わる技術者の技術向上を支援します。 2-2-4 森林整備で発生する地元材、公園整備などで発生する植物資源を地域で循環活用する仕組みづくりを推進します。 2-3-1 防災に対するグリーンインフラとしての機能を有する生産緑地を保全します。 2-3-2 市街地の小規模な緑を保全すると同時に、公園や公共施設整備において積極的に緑化を実施します。 2-3-3 市街地景観における道路の透水性舗装や浸透枳の普及、表面留滞など雨水流出抑制対策の普及により、河川への流出抑制と水質リスクの低減を図ります。 2-4-1 都市のグリーンインフラとしての機能を有する生産緑地を保全します。 2-4-2 公共施設の緑化を推進します。 2-4-3 市街地と森林・農地・河川を繋ぎ生物多様性の確保に資する水と緑のネットワークの形成を図ります。 2-4-4 将来的に居住密度の高まりが想定される市街地においてまとまった緑を確保する仕組みを整備します。		目標指標 居住誘導区域における歩いて行ける公園等の人口カバー率 日常的に利用する身近な公園が「ある」と回答した人の割合 モニタリング指標 居住誘導区域における緑地率
	基本目標3 岡崎の歴史と文化、多様な魅力を支える緑の活用 ➢ 本市の歴史・文化・自然資源と一体となった特色ある緑や大規模公園など、内外に岡崎市の魅力を発信する拠点的な緑の価値をより一層高めるため、民間事業者との連携など多様な手法を取り入れた保全・維持管理運営・活用を推進します。	1 歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用 2 水と緑のふれあいの場の創出と活用 3 岡崎を代表する公園の魅力の向上	3-1-1 旧東海道、岡崎城公園などのマツを保全し、岡崎市の歴史的景観を維持します。 3-1-2 歴史文化資産などを際立たせ、人々が守り育ててきた緑を保全します。 3-1-3 市街地の貴重な緑として、また、樹を守り育てることを学ぶ場として活用するため、「ふるさと森」「ふるさと名木」の保全と選定を推進します。 3-2-1 都市公園の植栽やサクラ並木を維持管理し、市街地における自然とのふれあいの場として活用します。 3-2-2 自然を体験し、学習できる環境学習施設の整備を推進します。 3-2-3 河川の水辺と一体となった親水空間の整備・活用を推進します。 3-3-1 岡崎城公園は、岡崎城跡整備基本計画に基づき、歴史的価値を向上させるために、植栽管理による景観の維持向上、史跡の保全などを進めます。 3-3-2 岡崎城跡公園は、宅地化した施設の改修を機に実行するとともに、広域防災活動拠点やスポーツ活動拠点の中心としての位置づけを踏まえた公園づくりを進めます。 3-3-3 東公園は、東ゾーンにおける自然の地形を生かした整備及び動物園の再整備を進めます。 3-3-4 南公園は、家族レクリエーション型の公園として魅力向上を図るため、宅地化施設の改修を進めます。 3-3-5 矢作公園は、地域の生活に密接した安全・安心なオープンスペースの確保のため老朽化施設の改修と市民ニーズに合わせた施設整備を進めます。 3-3-6 指定管理者制度をはじめとする多様な公民連携制度を活用し、公園の効率的な運営と利用者へのサービス向上を図ります。		目標指標 岡崎市の景観に誇りや愛着を感じる人の割合 モニタリング指標 身近な景観の緑視率 民間活力による公園整備維持管理の実施件数
		4 魅力的なまちづくりに資する花と緑の活用 5 健やかな暮らしを支える緑の活用	3-4-1 地域花壇や街路の特色を出す花修業など、花のまちづくり活動を支援します。 3-5-1 公園や街路でウォーキングを楽しめるまちづくりに向けた整備、情報発信を進めます。 3-5-2 安全に運動・レクリエーションを楽しめる場として河川緑地を活用していきます。 3-5-3 シニア世代の健康づくりと緑のまちづくりを推進する取組みを推進します。		
	基本目標4 人の繋がりと学びによる緑の育成 ➢ 緑に関する取組みすべての基礎となる「市民の緑への関心や理解」をより一層高めるとともに、緑の創出や保全、維持管理運営・活用の場で市民、行政、NPO、民間事業者、教育機関など様々な主体が協力して持続可能に取組みを進めていくための仕組みづくりを推進します。	1 市民協働によるパークマネジメントの実施 2 多様な主体が取組む緑のまちづくり活動への支援	4-1-1 公園愛護運営基金の取組みの改善と拡大により、多様な公園活用と持続可能な維持管理を目指す。 4-1-2 公園を活用した花づくり活動をはじめとする多様な活動へのニーズを支援します。 4-1-3 都市公園などにおいて、市民協働で維持管理を実施します。 4-2-1 民有地の緑化補助制度の利用を推進します。 4-2-2 市民協働による身近な登山などの維持管理体制を支援します。 4-2-3 貴重な動植物やその生息域の保全活動を行う団体を支援します。 4-2-4 市民協働による街路樹の保全・維持管理活動を推進します。 4-2-5 民間の土地を活用した空き地の有効活用を進めます。 4-2-6 緑化に関する市民活動を積極的にPMします。 4-2-7 花と緑のまちづくりに関する顕彰・表彰制度を充実します。		
		3 緑と暮らしを繋ぐ学びの場の提供 4 緑への関心・理解の喚起	4-3-1 子どもを対象とした緑の教育を進めます。 4-3-2 花や緑への関心を高めるイベントを展開し、市民との交流や情報交換を促進します。 4-3-3 森林、河川、湿地などにおいて、市民向けの環境学習を実施します。 4-3-4 公園などの身近な緑を活用した自然観察会などを支援します。 4-3-5 市民が農業にふれあい親しむ場となるイベントや体験講座を支援します。 4-3-6 歴史・文化資源と一体となった社寺林や名木的重要性を市民に伝えるための、学習会などを開催します。 4-4-1 公園施設整備基金をはじめとした緑の整備・維持管理費用の充実に努めます。 4-4-2 公園・緑地の整備・利活用状況や市民協働の取組みをより分かりやすく伝える広報を実施します。		目標指標 緑の学び・協働の活動状況 モニタリング指標 緑に関する保全・活用の活動に参加した経験のある市民の割合

<対象となる緑>



※図中、赤字で示した「具体的な施策」は重点プロジェクトを構成する施策です。

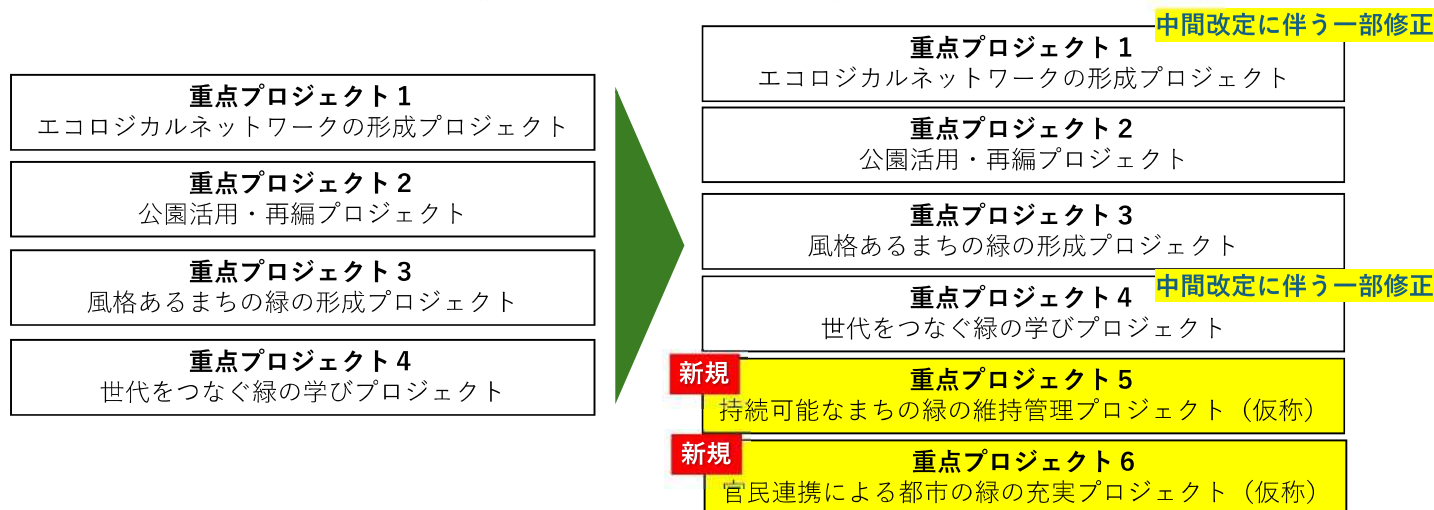
6. 改定のポイント 緑の推進施策【重点プロジェクト】

[本編6章6-2]

重点プロジェクトは、本計画期間において特に重視して注力すべき事柄について関連の深い複数の施策を取り上げ、連携して優先的に推進していくことを示すものです。

当初計画の重点プロジェクト

改定計画の重点プロジェクト



※ 基本目標および基本方針については変更ありません。

重点プロジェクト1：エコロジカルネットワークの形成プロジェクト 改定に伴う一部修正（施策の重点化）

1-2-3 市街地近郊に残存するまとまった樹林を保全します。

1-4-1 河川における多様な動植物の生息・生育環境の保全と再生を図ります。

1-5-1 岡崎市自然環境保全条例・文化財保護条例などに基づく保護区や保全対象種の指定を進めます。

追加 2-4-3 市街地と森林・農地・河川を繋ぎ生物多様性の確保に資する水と緑のネットワークの形成を図ります。

4-3-3 森林、河川、湿地などにおいて、市民向けの環境学習を実施します。

重点プロジェクト2：公園活用・再編プロジェクト

2-1-1 地域の多様な活用ニーズや周辺環境・歴史的背景などを踏まえた適切な公園などの改修・整備を進めます。

2-1-2 本市の目指す集約型都市構造に準じ、適切な公園配置に向けた再編整備を進めます。

4-1-1 公園愛護運営会の取組みの改善と拡大により、多様な公園活用と持続可能な維持管理を目指します。

重点プロジェクト3：風格あるまちの緑の継承プロジェクト

3-1-1 旧東海道、岡崎城公園などのマツを保全し、岡崎市の歴史的景観を維持します。

3-1-3 市街地の貴重な緑として、また、緑を守り育てることを学ぶ場として活用するため、「ふるさとの森」「ふるさとの名木」の保全と選定を推進します。

3-2-1 都市公園の植栽やサクラ並木を維持管理し、市街地における自然とのふれあいの場として活用します。

4-3-6 歴史・文化資源と一体となった社寺林や名木の重要性を市民に伝えるため、学習会などを開催します。

重点プロジェクト4：世代を繋ぐ緑の学びプロジェクト 改定に伴う一部修正（施策の重点化）

追加 3-5-3 シニア世代の健康づくりと緑のまちづくりを連携する取組みを検討します。

4-1-2 公園を活用した花づくり活動をはじめとする多様な活動へのニーズを支援します。

4-2-1 民有地の緑化補助制度の利用を推進します。

4-3-1 子どもを対象とした緑の教育を進めます。

4-4-2 公園・緑地の整備・利活用状況や市民協働の取組みをより分かりやすく伝える広報を実施します。

重点プロジェクト5：持続可能なまちの緑の維持管理プロジェクト 改定に伴う新規追加プロジェクト

⇒市民の関心が高くグリーンインフラとしての機能が重視される街路樹の今後の充実した維持管理を目指す

【全国的なまちの緑の傾向】

- ・夏季の暑熱対策や良好な景観・生活環境の維持といったグリーンインフラとしての街路樹や公園樹木の持つ重要性は増えています。
- ・整備されてから長い時間が経つ公園樹木や街路樹においては、台風などの自然現象や木そのものの老木化に伴う枝の落下や根返り倒木が全国で発生し、市民の身体や財産へ被害が出る事態に及んでいます。

【岡崎市の緑の傾向】

- ・令和7（2025）年に実施した中間改定に向けた市民アンケートでも「良質な都市の緑の創出と維持管理」「安全・安心につながる緑の質の向上」に関する意見が突出して確認されました。



【緑の増加を目指すための重点プロジェクトの方向性】

改定における追加重点プロジェクトとして「持続可能なまちの緑の維持管理プロジェクト」を掲げます。

計画策定にあたっては、街路樹のグリーンインフラとしての機能を重視し、維持管理の効率化も視野に入れた台帳とGISの組合せなどDXの活用も推進します。

2-2-1 公園や公共施設の緑化においては、地域や施設の特性に応じた様々な緑の機能の配慮を進めるとともに、健全な生育環境を維持します。

2-2-2 街路樹などの健全な生長と風格ある街路景観の維持に向けた取組みを進めます。

3-5-1 公園や街路でウォーキングを楽しめるまちづくりに向けた整備、情報発信を進めます。

重点プロジェクト6：官民連携による都市の緑の充実プロジェクト 改定に伴う新規追加プロジェクト

⇒民間事業者との連携による緑の維持管理を進める

緑の基本方針では、「市街地については緑被率が3割以上となることを目指す」という、国全体の緑施策としての大きな方向性が示されています。



【緑の増加を目指すための重点プロジェクトの方向性】

- ・公園愛護運営会（都市公園）、CGC協会（街路樹）などのこれまで市民が中心となっていた取組みに対し、民間事業者の参画や支援を積極的に呼び込むことを目指します。
- ・市民や民間事業者が緑を支援していく各種手法（公園スポンサー制度、クラウドファンディング、公園整備基金に対する寄付金の充当など）についても手法を整理し、施策として推進していきます。

2-4-3 市街地と森林・農地・河川を繋ぎ生物多様性の確保に資する水と緑のネットワークの形成を図ります。

4-1-1 公園愛護運営会の取組みの改善と拡大により、多様な公園活用と持続可能な維持管理を目指します。

4-2-4 民間協働による街路樹の保全・維持管理活動を推進します。

4-4-1 公園施設整備基金をはじめとした緑の整備・維持管理費用の充実を図ります。

7.「緑の基本方針」の提示する目標(緑被率)への考え方について [本編7章7-2]

国の定める「緑の基本方針」において、全体目標『人と自然が共生し、環境への負担が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市』の達成に向け、**「市街地については緑被率が3割以上となることを目指す」**ことが新たに示されました。

現行計画の目標指標「居住誘導区域における緑地率」は12.1%であり、3割の目標達成は厳しい状況です。

また、都市計画基礎調査のデータに基づく市街化区域における緑被地率（緑被率）は、現状13.5%となっています。

国が示す緑被率の目標は3割以上と高い水準にあります。グリーンインフラやネイチャーポジティブ推進が重視される中、今後も緑の創出・保全に注力すべきと捉えています。

5年後の計画本改定では、緑被地のカウント方法の見直し等、緑被率3割以上の達成に向けて検討する方針です。

